

(公財)日本ゴルフ協会 アマチュア資格規則 よくある質問

この資料ではよく問い合わせのあるアマチュア資格規則をQ&A形式で簡単に説明しています。基本的事項の理解のためにご活用下さい。また、詳細については必ず規則書や、ホームページに掲載されている裁定集、ガイドラインをご参照下さい。

規則1 アマチュアリズム

Q アマチュア資格規則の目的は何ですか？

A アマチュアゴルファーとはお金を目的にしないでゴルフをプレーする人をいいます。アマチュア資格規則はお金のため、または職業としてゴルフをプレーするプロフェッショナルゴルファーと区別するためにあるのです。

Q アマチュア資格規則を守らなかった場合、どのようなになるのでしょうか？

A アマチュア資格規則に違反した場合、アマチュアゴルファーではなくなります。その場合、アマチュアゴルファーとして競技に参加することはできません。例えば、参加資格がアマチュア資格があることを条件にしている競技には参加することができなくなります。

Q アマチュア資格を失うことはゴルファーとして悪いことなのでしょうか？

A アマチュア資格を保持するのか、あるいはその資格を失うのかはプレーヤーが決めることです。アマチュア資格がないことはゴルファーとして悪いことではありません。問題となるのは、アマチュア資格を失っているにもかかわらず、アマチュアゴルファーとして競技に参加してしまうことです。

Q アマチュア資格規則は複雑で、自分の行っている行動が規則に抵触するのかわからない場合、どうしたら良いのでしょうか？

A 自身のアマチュア資格に関して疑問がある場合は、JGA事務局にお問合せ下さい。
※お問合せ先 FAX 03-3566-0101

Q アマチュア資格を失ったプレーヤーは、プロゴルファーということになるのですか？

A アマチュア資格を失ったら自動的にプロゴルファーになるということではありません。プロゴルファーとして活動していなければ、プロでもアマチュアでもないプレーヤーということになります。

規則2 プロフェッショナルリズム

Q プロテストやクオリファイングトーナメントに参加したらアマチュア資格を失うのですか？

A プロテストやクオリファイングトーナメントに参加することはできますが、賞金が設定されている場合は申込みのときに賞金を受け取る権利を放棄することに署名する必要があります。

Q プロテストやクオリファイングトーナメントに参加し、合格したり、メンバー登録した場合、どの時点でアマチュアゴルファーではなくなるのですか？

A テストに合格したり、1位で予選を通過してもそれだけではアマチュア資格は喪失しません。プロ会員あるいはツアーメンバーへの登録を申請した時点でアマチュア資格を喪失します。

Q アマチュアゴルファーとしてスポンサーやエイジェント、企業等と契約をすることはできますか？

A 次の条件を満たせば、アマチュアゴルファーである間に契約をすることができます。
①18歳以上であること。
②契約の内容が単にプロゴルファーとしての将来に関するものであること。
③アマチュアゴルファーである間は、金銭的利益も含め、いかなるサービス、恩恵も受けないこと。
④契約を公表しないこと(規則6に違反するため)。
⑤アマチュアゴルファーである間に特定のイベントへの参加や、特定の用具の使用を強制しないこと。
上記の要件を満たさない契約はどのようなものも認められません。

Q 職業としてキャディーをしたり、ゴルフ競技の運営の仕事をするのはアマチュア資格に抵触しますか？

A アマチュア資格規則に抵触しません。

Q レッスンプロになる場合、どの時点でアマチュア資格を喪失しますか？

A 職業としてレッスンを行うことを目的とするレッスンプロの団体に登録した時点でアマチュア資格を喪失します。

規則3 賞品

Q 賞金はどの程度まで認められますか？

A 金額にかかわらず、賞金は認められません。賞金を受け取ったかどうかにかかわらず、**賞金のためにプレーした時点**でアマチュア資格規則に抵触することになります。例えば、賞金が設定されている試合で、予め賞金を受ける権利を放棄せずに、スタートした時点でアマチュア資格規則に抵触します。

Q 賞品の限度額はいくらでしょうか？

A 1つの競技で受け取る賞品の小売価格の合計は75,000円以下でなければなりません。

Q ホールインワン賞の規定について教えてください。

A ホールインワンを達成したことに対する賞の制限はありません。金額にかかわらず賞金を受けとることができます。また、賞品の限度額もありません。例えば、「ホールインワン賞、1000万円」、「ホールインワン賞、自動車」というものであっても認められます。

Q ニヤピン賞、ドラコン賞の規定を教えてください。

A 賞金は認められません。賞品は75,000円以下のものでなければならず、またその競技でプレーヤーが受け取る賞品の合計額が75,000円を超えてはいけません。

Q トロフィーの価格についても制限があるのですか？

A トロフィーなどで永久的かつ明確な彫刻がしてある表象的賞品で、日用品に代用できるものでなければ、価格の制限はありません。

Q 商品券を賞品とすることはできますか？

A 信販会社発行の券面に金額が記載されているものも含め、商品券を賞品とすることは認められますが、75,000円以下のものでなければなりません。

規則4 費用

Q 個人戦の競技に参加する費用を第三者から受け取ることはできますか？

A 家族や法的保護者以外の第三者から競技費用を受け取ることはできません。ただし、**ジュニアに限定された競技**に、ジュニアが参加する場合の費用を第三者から受け取ることは認められます。

Q ティーム競技に参加する場合、そのティームから競技費用を受け取ることはできますか？

A ティーム競技に限りできます。例えば、代表となっている倶楽部、ゴルフ連盟、大学などから費用を受け取ることができます。

Q スポンサー付ハンディキャップ競技で、スポンサーが参加者の費用を負担することはできますか？

A JGAに申請することによって認められます。[詳細についてはガイドラインを参照のこと。](#)

Q 仕事の取引先からゴルフに招待されたのですが、このような場合も費用を負担してもらうことはできないのですか？

A ゴルフの手腕に関係のない理由(例、著名人、仕事関係者や企業顧客)によりゴルフの招待を受けることは違反とはなりません。

Q 競技の主催者が、その競技に参加するアマチュアの食費や宿泊費を負担することはできますか？

A その競技に参加するすべてのアマチュアに対して同等に食費や宿泊費、プレーフィー等を負担することは認められます(ただし旅費の負担は認められません)。なお、特定のプレーヤーの費用だけの費用を負担することはできません。

規則5 ゴルフ技術の指導

Q アマチュアは技術指導をして報酬を得ることはできますか？

A 技術指導をして報酬を得るのはプロフェッショナルゴルファーの職域であるので、アマチュアが技術指導をして報酬を得ることはできません。

Q 技術指導の報酬とはどのようなものですか？

A 金銭を含めいかなる報酬も受けてはなりません。例えば、技術指導をする代わりにプレーヤーを相手に支払ってもらうといった契約は、技術指導に対して報酬を得ていることとなります。

Q ゴルフコースや練習場に雇用されている者が来場者に技術指導をすることはアマチュア資格規則に抵触しますか？

A 無料でレッスンすることを宣伝して、集客を目的に来場者にレッスンをしているような場合、ゴルフコースや練習場から給与を得ていることは、間接的に報酬を受けているものともなされ規則に抵触します。また、レッスンをすることを条件に雇用されている者もこの規則に抵触します。

Q アマチュアは書籍やDVD等でレッスンをすることはできますか？

A 本人の能力や評判がその作品の販売を決定する有力要因となっていなければなりません。ただし、「手腕や名声のあるアマチュア」(規則6を参照のこと)は、無報酬であっても技術指導に関する書籍、DVD等を出版することはできません。

Q ゴルフルールを教えることは技術指導になるのですか？

A ゴルフ技術の指導とは、実際にゴルフのスイングをし、球を打つメカニズムを教えることを意味し、ゴルフルールや、ゲームの心理学的側面を教えることは含まれません。

規則6 ゴルフの手腕や名声の利用

※この規則は「ゴルフの手腕や名声のあるアマチュア」にのみ適用されます。

Q 「ゴルフの手腕や名声のあるアマチュア」とは？

A 国、地区レベルの競技の優勝者、国、地区の代表選手、エリートレベルの競技でプレーしたアマチュアを意味します。

【例】 日本アマチュアゴルフ選手権の優勝者、日本アマチュア決勝(マッチプレー)進出者
地区アマチュア選手権優勝者、都道府県アマチュア選手権、プロツアー競技でプレーした者
ナショナルチームメンバー、国体代表選手など

Q 「ゴルフの手腕や名声のあるアマチュア」に対して禁止されていることは何ですか？

A 自分の氏名や肖像を宣伝・広告に利用してはいけません。無報酬であっても、CMやポスター、その他いかなる媒体であっても宣伝・広告に氏名・肖像を利用することはできません。

Q 「ゴルフの手腕や名声のあるアマチュア」はTV等に出演することはできないのですか？

A TV等に出演することはできますが、出演料を得ることはできません(交通費等の実費は可)。ただし、出演に際し、宣伝・広告をしたり、技術を披露したり、技術指導をしたりすることはできません。

Q 「ゴルフの手腕や名声のあるアマチュア」は、ゴルフ競技への招待を受けることができますか？

A できます。ただし、出演料を受け取ることはできませんし、競技に参加する費用はすべて自己負担でなければなりません。

Q 「ゴルフの手腕や名声のあるアマチュア」は、メーカーからゴルフ用具を受けとることができますか？

A 数量を限定して受け取ることができます。例えば、クラブは1年間で14本までとなります。いわゆる「モニター」としてメーカーから貸与されたクラブもこの14本に含まれます。[詳細については裁定6-2/10参照。](#)

規則9 アマチュア復帰

Q アマチュア資格を喪失した場合、アマチュアに戻ることはできないのでしょうか？

A アマチュアに復帰するためには、JGAにアマチュア復帰申請をしなければなりません。復帰申請の方法についてはJGAホームページをご参照下さい。

Q アマチュアに復帰するためには何年ぐらいの期間が必要ですか？

A アマチュアに復帰するためには一定の期間を待つ必要があります(復帰待ち期間)。この復帰待ち期間は違反の重さによって裁定されます。例えば、違反期間が5年未満であれば1年間の待ち期間、違反の期間が5年以上の場合は2年間の待ち期間となります。また、獲得した賞金、報酬、賞品の額によっても考慮されます。

Q アマチュア復帰の申請をして、復帰待ち期間中はアマチュアの競技に参加することはできますか？

A 復帰待ち期間中はまだアマチュアではありませんので、アマチュアとして競技に参加することはできません。倶楽部競技においてはその倶楽部の規定によります。